

第百六十九号議案

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保健医療局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都保健医療局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十七号）の一部を次のように改正する。
別表八の項口中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。